

議案第59号

佐野市後期高齢者医療に関する条例の改正について

佐野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和2年5月11日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

佐野市後期高齢者医療に関する条例（平成20年佐野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

傷病手当金の支給に係る事務を行うため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第59号参考資料

佐野市後期高齢者医療に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(市の事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(市の事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p>